

日米地位協定合意議事録

第十一条

- 1 第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため第十一条2の規定に基づいて輸入する物品の量は、そのような使用のため必要とされる合理的な限度に限られる。
- 2 第十一条3(a)は、貨物の船積みが所有者の旅行と同時であることを必要とするものでなく、また、積み込み又は船積みが一回であることを要求するものでない。
- 3 第十一条5(c)にいう「軍事貨物」とは、武器及び備品に限定されるものでなく、合衆国政府の船荷証券により合衆国軍隊に向けて船積みされるすべての貨物をいう。この「軍事貨物」という用語は、合衆国軍隊に向けて船積みされる貨物を合衆国政府の他の機関に向けて船積みされる貨物と区別するために用いられている。
- 4 合衆国軍隊は、日本国への搬入が日本国の関税に関する法令に違反するような物品が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属若しくはそれらの家族によつて、又はそれらの者のために輸入されないことを確保するために実行可能なすべての措置を執る。合衆国軍隊は、そのような物品の搬入が発見されたときは、いつでも、すみやかにその旨を日本国の税関当局に通知する。
- 5 日本国の税関当局は、第十一条の規定に基づく物品の搬入に関連する濫用又は違反があつたと認めるときは、合衆国軍隊の当局に対してその問題を提起することができる。
- 6 第十一条9(b)及び(c)にいう「合衆国軍隊は、……、可能なすべての援助を与えなければならない」とは、合衆国軍隊による合理的なかつ実際的な措置をいう。